

令和4年第6回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和4年8月25日(木)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 清正浩靖	委員 本間正江	
	委員 名島啓太	委員 齋藤邦彦	
	委員 阿良田由紀	委員 長谷川みどり	
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子どもわくわく課長	
	保育課長		

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提案内容	結果
1	33号	令和4年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	34号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
3	35号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	承認

日程	報告事項	報告内容	結果
4	29号	小学校における日本語学級の設置(再編)について	了承

令和4年第6回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和4年8月25日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和4年第6回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

はじめに、日程第1、第33号議案「令和4年度東京都北区一般会計補正予算(第3号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」議題に供します。

教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第33号議案でございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをご覧ください。

本議案は、令和4年第3回北区議会定例会に提出する議案の作成にあたりまして、項番1にお示しの補正予算について、教育委員会に意見を求めるものでございます。

3枚おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

両部の予算を合算してお示ししてございます。詳細につきましては、後ほど教育振興部と子ども未来部、それぞれから説明をさせていただきますが、この表は合算した表となっております。

はじめに、上の表、歳入でございます。

縦の列、右から2列目が補正額の欄となっております。一番下の歳入合計で3億5,224万5,000円の増額でございます。

次に、下の表、歳出をご覧ください。

それぞれ3款福祉費、8款教育費となっております。同じように右から2列目が補正額の欄でございます。福祉費は4億64万8,000円、教育費は11億1,618万3,000円、一番下の歳出でございますが、福祉費と教育費合計で15億1,683万1,000円の増額となっております。

続きまして、裏面の5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

予算につきましては、単年度主義、こちらが原則でございますが、複数年にわたりまして業務委託、あるいは大規模な工事等の契約につきまして、あらかじめ定められた期限及び限度額の範囲で予算執行を行うことを、前もって議会に了解を経て執行できるものでございます。

表の一番上の岩淵保育園から5つ目の八幡山子どもセンターまでと、あと下から3つ目の那須高原学園及び一番下の文化センターにつきましては、指定管理者の指定が複数

年にわたるために行うものでございます。

八幡山子どもセンターの次、6番目の新田端児童館改修工事については、工事が令和5年度までの2か年にわたるため、その次の田端小学校普通教室化改修設計業務委託から、下から四つ目の谷端小学校リノベーション先行工事までは、小学校の普通教室の確保などに伴います設計業務委託、増築工事、リノベーション先行工事、工事管理業務委託が複数年にわたるため、あと下から2つ目のうめのき幼稚園増築実施設計につきましましては、うめのき幼稚園の場所で新たな区立認定こども園を開設するための園舎増築の実設計委託が2か年にわたるため、債務負担行為を設定するものでございます。

それでは、詳細につきましまして、教育振興部に関連するものは教育政策課長から、子ども未来部に関連するものは子ども未来課長から順にご説明いたします。

最初に6ページのほうをご覧ください。左肩に第33号議案参考資料①と記載されている資料をご覧ください。

こちらが教育振興部分でございます。

6ページの下段の表、歳出、こちらをご覧ください。

まず、第8款教育費の第1項教育総務費、事務局費の(1)は職員給与費でございます。2,800万円の増額でございます。

増減の理由につきましましては、増減説明欄にお示しのとおりでございますが、職員定数の増、または減と記載している項目につきましましては、予算計上時の職員数と今年度4月に確定した実際の職員数の差に応じまして、必要な金額を補正するものでございます。

その下、教育指導費の(1)番、日本語学級整備費でございます。1,560万円余の増額でございます。日本語学級の再編に伴いまして、王子第二小学校、岩淵小学校、袋小学校に日本語学級を設置するために必要な改修工事経費、運搬、消耗品、備品購入費などを計上するものでございます。

次にその下でございます。

第2項小学校費、学校管理費の(1)番、学校施設整備費でございます。7億5,670万円余の増額でございます。いずれも普通教室の確保を図るための事業となります。

まず、田端小学校でございますが、普通教室化改修設計業務委託といたしまして、令和5年秋の学童クラブの学校外への移転に合わせ、普通教室化工事を行うための設計委託費を計上するものでございます。

谷端小学校についてでございますが、別棟校舎増築工事管理業務委託、併せて別棟校舎増築工事でございます。この後ご説明いたしますリノベーション工事と併せまして、普通教室や放課後の居場所の確保を図るための3階建ての別棟校舎の増築工事費、及び円滑な工事の進捗と施工品質制度を確保するための管理業務委託費を計上するものでございます。

東十条小学校についてでございますが、別棟校舎増築工事でございます。東十条小学校の敷地と隣接する第二あゆみ福祉センター、旧東十条出張所でございますが、こちらの敷地を活用し、普通教室や放課後の居場所の確保を図るための3階建ての別棟校舎を増築するための工事費、こちらを計上するものでございます。

第四岩淵小学校でございますが、こちらにつきましても普通教室、放課後の居場所の

確保を図るための別棟校舎増築工事でございます、2階建ての別棟校舎を増築するための工事費を計上するものでございます。

いずれも委託期間、また工事期間が令和5年度までの2か年にわたりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

その下の(2)番、学校諸料金等でございます。7,560万円余の増額でございます。昨今の電気料金とガス料金の上昇を受けまして、相当分を増額するものでございます。

その下、学校施設建設費の(1)番、学校リノベーション事業でございます。4,670万円の増額でございます。

滝野川第四小学校についてでございますが、リノベーション工事管理業務委託といたしまして、複雑な工程の中、教育環境の確保や安全管理の徹底を図り、円滑な工事の進捗と施工品質制度を確保するため、管理業務の委託に必要な経費を計上するものでございます。

続きまして、谷端小学校についてでございますが、先ほど触れさせていただきましたリノベーション先行工事でございます。こちらは校舎屋上を運動スペースとして整備するための屋上防水工事を行うほか、保健室等の工事を行うために必要な経費を計上するものでございます。

こちらもいずれも委託期間、また工事期間が複数年にわたりますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第3項中学校費、学校管理費の(1)番、学校諸料金等でございます。3,620万円増額でございます。内容といたしましては、小学校費と同様でございます。

続きまして、第6項認定こども園費、区立認定こども園費の(1)番、認定こども園開設準備費でございます。1,490万円余の増額でございます。

区立じゅうじょうなかはら幼稚園と区立うめのき幼稚園を統合再編し、令和7年4月にうめのき幼稚園の場所で新たな区立認定こども園を開設するため、園舎増築の実施設計に着手いたします。設計業務につきましては、委託期間が2か年にわたりますことから債務負担行為を設定するものでございます。併せまして、うめのき幼稚園敷地の地盤調査及び埋蔵文化財の試掘調査を実施するものでございます。

それでは続きまして、上の表、歳入をご覧ください。

谷端小学校、東十条小学校、第四岩淵小学校の増築校舎整備工事に関わるものでございます。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、(1)番の公立学校施設整備費でございます。6,450万円余を計上するものでございます。

以上が、教育振興部に関わる補正予算でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

続きまして、子ども未来部分につきましては、子ども未来課長からご説明をいたします。

課長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

よろしいでしょうか。続けて、子ども未来部所管事業の説明に入ります。

まず、9ページご覧いただけますでしょうか。

歳出で3款福祉費になります。

まず、4項児童福祉費の児童福祉総務費の(1)が職員給与費でございまして、(2)ひとり親家庭等医療費助成費と(3)の子ども医療費助成費でございます。

東京都が、所得制限と一部自己負担を必要とする高校生の医療に対する補助制度の令和5年度からの実施を打ち出したところでもございました。北区を含む23区は所得制限なし、自己負担なしの形で実施するもので、その準備を行うための予算を計上してございます。システム改修や会計年度職員の雇用、コールセンターの設置委託など多くは(3)の子ども医療費助成費のほうに多くの予算を計上してございますが、こちらの(2)のひとり親家庭等医療費助成費については、当該事業について高校生等医療費助成事業が実施されますと、こちらのほうでも制度の変更を伴うものですから、その周知をするための予算が、この(2)に計上されているといったようなところでございます。

次に、(4)私立保育所整備費等助成費でございますが、まず私立認可保育所まごころ会保育園について、当初予算で工事費の助成を計上しておりましたが、現状を精査したところ追加で補修を行う必要が生じたり、また工事費の価格が上昇したということで850万円ほどを増額するとともに、さきの教育委員会で報告いたしました私立幼稚園である木内鳩の家幼稚園の認定こども園への移行のための工事費、約3,100万円を計上するものでございます。

認定こども園につきましては、保育園と幼稚園の両方の性格を有することから、今回認定こども園費のほうにも施設整備費の補助を計上してございます。また、工事は次年度も継続して行われることから、今年度は幼稚園と保育園を合わせて1億5,550万円、次年度は約1億100万円の補助を交付する見込みとなっております。

次に、(5)です。子どもの未来応援事業費でございます。

こちらはウクライナ危機等を受け、東京都が子ども食堂の整備の増強を行う際に1団体当たり50万円の補助の増を行うことを受け、補正を行うものでございます。

(6)は、令和3年度に国制度により実施した子育て世帯生活支援特別給付金の過交付分、(7)は令和3年度の保育所施設整備補助に当たり、国、東京都から過分に交付された補助金の返還、(8)は令和3年度の児童扶養手当の、これも国から過剰に交付を受けた分の返還に相当するものでございます。

(9)児童手当制度改正臨時特別給付金事業費でございますが、こちらは以前この場でも報告したんですが、児童手当につきまして、国制度で中学生までの児童を養育する家庭に対するこの手当が、6月から所得上位の方に関して給付の対象から外れるという取扱いになりましたが、今回区独自の取組といたしまして、この方々に対し、法改正がなければこの方々は児童手当で月額5,000掛ける10か月給付が受けられたんで

すが、今回は地方創生臨時交付金を活用して、児童1人あたり3万円の給付を区独自で行うものでございます。

次に、児童保育費に移ります。

(1)と(2)は私立保育所に対する処遇改善加算で、4月から9月分につきましては当初予算で補助金として計上しておりましたが、10月以降は公定価格に盛り込まれるといった取扱いが決まったことから、今回補正で計上するものです。

(3)につきましては、今回、地方創生臨時交付金を活用して、民間の子育て施設への食材費、燃料費の高騰に係る補助を行うもので、その私立保育所分ということでございます。

最も小規模な児童10名以下の施設においては4万5,000円、最も規模が大きい200名を超える施設に対しては60万円といたしまして、施設の受入児童数に応じて補助額を段階的に設定することとします。

次です。子育て支援費の(1)留守家庭児童対策費につきましては、委託学童クラブの処遇改善加算で、児童保育費の(1)、(2)で取り上げたものと同じ内容となっております。

(2)の児童館等維持補修費につきましては、URの集合住宅の1階にあります区立豊島北保育園について、当該冒頭の外壁補修工事をURが行うことに伴う負担金になります。

(3)は子ども家庭支援センターにおいて、児童虐待等の補助金について、これも過剰に交付を受けた分の返還金となっております。

次の児童福祉施設建設費の(1)の学童クラブ整備費でございます。

今年度も年度当初、西ヶ原小学校で学童クラブの待機児童が発生してしまいましたが、今後も利用者の増が見込まれる学校におきまして、受入れスペースの拡張が実施できないかを早急に検討いたしまして、必要な対策を講じていくための経費としてございます。

(2)の児童館改修費でございますが、こちらも先の教育委員会でも説明いたしました田端高齢者在宅サービスセンターを田端児童館の移転先として整備するものでございます。

次です。教育費でございます。

これまで保育所等で説明してまいりました処遇改善加算とエネルギーの高騰に係る補助金の私立幼稚園及び認定こども園分に加えまして、保育所につきましては6月補正で計上いたしました新型コロナウイルス感染症対策用の事業費につきまして、私立幼稚園認定こども園につきましても国から補助の内容が示されましたので、こちらは9月補正で計上することとします。

次に、歳入のほうです。8ページにお戻りいただけますでしょうか。

国庫負担金、国庫補助金につきましては歳出で説明いたしました民営子育て施設の処遇改善加算、また民間施設の整備費、また田端児童館の移転についても一部補助が該当する形となります。東京都補助では、これら国補助に加えまして子ども食堂への補助ですとか、あと高校生等医療助成費の令和5年度の実施に向けた準備経費、これが補助の該当となることとございます。

最後に、諸収入です。一番下のところご覧いただけますでしょうか。第20款です。
保育所の整備費においては、当該補助金を受けた事業者が補助金に係る消費税の仕入れ額控除を行いまして、当該補助事業に係る消費税が減免されたことで、区補助金の消費税相当分を区のほうに返還いただくといったようなことによるものでございます。
以上、雑駁でございますが、説明とさせていただきます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件の議案につきましては、原案どおり承認することに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご異議ないと認め、第33号議案は、原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第2、第34号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」議題に供します。

教育指導課長から説明をお願いします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 第34号議案をご覧ください。

令和4年第3回北区議会定例会に上程する見込みとなりました、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、区長から意見聴取が来ておりますので、一括して改正の内容をご説明いたします。

本条例改正の背景といたしまして、国家公務員法及び地方公務員法において、令和5年度から定年の段階的引上げや、高齢期職員における多様な勤務制度を内容とする改正がなされました。それに伴い、北区においても制度導入に向けた規定改正を行うものです。

今回の国家公務員法及び地方公務員法改正の概要としては、令和5年4月1日から段階的な定年引上げ、定年前再任用短時間勤務制の導入、暫定再任用制度の措置、役職定年制の導入等となります。第3回北区議会定例会において、区長部局が職員の定年に関

する条例等、関係条例の改正を行うことに伴い、幼稚園教育職員についても同様に関係条例を改正するものです。

お手元の資料5ページ、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の説明欄をご覧ください。

地方公務員法の一部改正を踏まえ、1週間の正規の勤務時間に係る規定等の整備を行うため、具体的には「再任用短時間勤務職員」という文言を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるため、この条例案を提出いたします。

続いて、お手元の資料17ページ、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明欄をご覧ください。

地方公務員法の一部改正を踏まえ、60歳を超える職員の給与の取扱いに関する特例を設けるほか、規定の整備等を行うため、この条例案を提出いたします。

本条例案可決後、9月に教育委員会規則の改正を本委員会へ上程させていただく予定です。

最後に期日でございます。

両条例ともに、令和5年4月1日から施行することといたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正に係る意見聴取の説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお申し上げます。

学校支援課長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課長

私からは、第34号議案のうち3番と4番の条例案につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書26ページをお開きください。

まず、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

本条例は、東京都の基準に準拠することとなっており、都条例の改正に伴いまして改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書28ページの説明欄をご覧ください。

学校医等の公務災害補償に係る介護補償の額を改定するため、本条例案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、29ページ、新旧対照表をご覧ください。

上段が改正後、下段が現行となっております。

第12条の第2項、第2号において、常時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合について、下段の現行欄で7万3,090円としているものを、上段の改正後のとおり7万5,290円に改め、また同項第4号に掲げる随時介護を要する状態にあり、親族等による介護を受けた日がある場合について、3万6,50

0円としているものを3万7,600円にそれぞれ月額等の改定を行うものでございます。

恐れ入りますが、27ページにお戻りください。

付則でございます。

第1項、本条例は公布の日から施行するものとし、改正後の規定につきましては、令和4年4月1日から適用するものでございます。

第2項、第3項につきましては、改正後の規定の適用日前後における適用関係及び内払に関する経過措置を設けるものでございます。

本条例案についてのご説明は以上となります。

続きまして、議案書30ページをお願いいたします。

東京都北区立学校設置条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

31ページ、説明欄をご覧ください。

東京都北区立西が丘小学校の位置を変更するため、本条例案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては、1枚おめくりいただき32ページ、新旧対照表をご覧ください。

西が丘小学校の位置につきまして、新校舎の完成に伴い、下段の中ほど、現行欄の東京都北区十条仲原四丁目5番17号から、上段の改正後の欄、西が丘一丁目12番14号に改めるものでございます。

33ページに案内図を掲載しております。図の右下の黒く塗られている箇所、現在の位置から、図の中央左の改正後の位置に変更となります。

34ページには配置図、35ページから38ページには平面図をお示ししておりますので、後ほどご高覧ください。

31ページのほうにお戻りください。

付則でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行いたします。

7月8日の教育委員会定例会においてご承認いただいた内容での条例改正でございます。

本条例案についてのご説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

子どもわく
わく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわく
わく課長

それでは引き続き、39ページでございます。

東京都北区学童クラブの運営に関する条例の一部を改正する条例、こちらについて説明をさせていただきます。

本件に関しましては、今月9日開催の教育委員会におきまして、西が丘小学校の学童

クラブの実施場所の変更について、ご決定いただいたところでございます。本日は、そのご決定に基づく条例改正の内容につきまして、改めてご説明申し上げます。

それでは、40ページの左側、説明欄をご覧いただきたいと存じます。

本件は先ほど申し上げましたとおり、西が丘小学校の学童クラブの実施場所を変更するため、本案を提出するものでございます。

実施場所の詳細でございます。

恐れ入ります、43ページの議案参考資料、配置図をご覧願います。

新校舎1階の南西側に配置図のとおり学童クラブ2室、それから放課後子ども教室を移転いたします。なお、こちらの専用室の位置づけのお部屋のほかでございますが、学童及び放課後活動のエリアといたしまして、図面上左下の放課後ルーム、こちら校庭側に沿って右隣の部屋でございますが、こちらは約18平米のスタッフルームとして、またそのすぐ上、北側隣の部屋はスタッフ用の更衣室として活用することとなっております。放課後事業に従事する職員、スタッフにとりましても運営しやすいつくりになっていると考えてございます。

それでは、40ページにお戻りいただきまして、付則でございます。

第1項、本条例は、令和5年4月1日から施行し、第2項の準備行為に関する規定は公布の日から施行するものでございます。

第2項では、学童クラブの利用のために必要な準備行為について、この条例の施行の前においても行うことができることとしてございます。

以上、ご説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

生涯学習・
学校地域連
携課長

教育長

清正教育長

生涯学習・学校地域連携課長

生涯学習・
学校地域連
携課長

私からは、那須高原学園及び文化センターの指定管理者の指定についての2件を説明申し上げます。

まず、46ページ、北区立那須高原学園の指定管理者の指定についてでございます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、47ページ左側の説明欄をご覧いただきたいと存じます。

本件は、那須高原学園の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、本案を区議会に提出するものでございます。

那須高原学園の指定管理者5期目の選定に当たりましては、選定委員会を設置し、公募とすることの決定及び応募のあった2法人の審査を行い、候補者を選定してまいりました。

同じページの中央、記書きをご覧願います。

指定管理者の名称は、株式会社ニッコトラストでございます。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、48ページ、北区立中央公園文化センター等の指定管理者の指定についてでございます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、49ページ、左側の説明欄をご覧いただきたいと存じます。

本件は、北区立文化センターの指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、本案を区議会に提出するものでございます。

先ほどの那須高原学園と同様に、文化センターの指定管理者5期目の選定に当たりまして、選定委員会を設置し、公募とすることの決定及び応募のあった1法人の審査を行い、候補者を選定してまいりました。

同じページの中央、記書きをご覧いただきたいと存じます。

指定管理者の名称は、株式会社旺栄でございます。指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

以上、ご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

子どもわく
わく課長

教育長

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわく
わく課長

それでは、引き続きまして、私からは子どもセンターの指定管理者の指定についての2件、ご説明申し上げます。

まず、51ページ、十条台子どもセンターの指定管理者の指定についてでございます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、52ページ、左側の説明欄をご覧願ひます。

本件は、十条台子どもセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、本案を区議会に提出するものでございます。

十条台子どもセンターの指定管理者5期目の選定に当たりましては、選定委員会を設置し、公募とすることの決定及び応募のあった6法人の審査を行い、候補者を選定してまいりました。

同じページの中央記書きをお願いいたします。

指定管理者は、株式会社マミー・インターナショナルで、現行事業者からの変更となります。指定管理の期間でございますが、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間でございます。

続いて、53ページ、八幡山子どもセンターの指定管理者の指定についてでございます。

こちら1枚おめくりいただきまして、54ページ左側の説明欄をお願いいたします。

先ほどの十条台子どもセンターと同様に、八幡山子どもセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、本案を区議会に提出するものでございます。

八幡山子どもセンターの指定管理者5期目の選定に当たりましては、先ほどと同様、

選定委員会を設置し、公募とすることの決定及び応募のあった3法人の審査を行い、候補者を選定してまいりました。

中央の記書きでございます。

指定管理者の名称といたしましては、社会福祉法人東京聖労院でございます。現行事業者の継続となります。指定の期間は、令和5年4月1日からの3年間でございます。

以上、ご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

私からは、保育園の指定管理の指定について3件、ご説明申し上げます。

はじめに、55ページ、東京都北区立岩淵保育園の指定管理者の指定についてでございます。

議案書を1ページおめくりいただきまして、56ページ、左側の説明欄をご覧ください。

本件は、岩淵保育園の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、本案を区議会に提出するものでございます。

岩淵保育園は指定管理者3期目の施設となります。選定委員会におきまして、区のガイドラインに基づき非公募とし、現在の指定管理者が引き続き管理運営を行う妥当性審査を実施しております。

同じページの中央、記書きをご覧ください。

指定管理者の名称は、鳥取県境港市誠道町2083番3番地、社会福祉法人こうほうえん、指定の期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

次に、57ページ、東京都北区立浮間東保育園の指定管理者の指定についてでございます。

議案書を1ページおめくりいただきまして、58ページ、左側の説明欄をご覧ください。

本件は、浮間東保育園の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、本案を区議会に提出するものでございます。

浮間東保育園は、指定管理者3期目の施設となります。選定委員会におきまして、区のガイドラインに基づき非公募とし、現在の指定管理者が引き続き管理運営を行う妥当性審査を実施しております。

同じページの中央、記書きをご覧ください。

指定管理者の名称は、東京都板橋区富士見町13番6号、社会福祉法人三社会、指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

最後に、59ページ、東京都北区立西ヶ原南保育園の指定管理者の指定についてでございます。

議案書を1ページおめくりいただきまして、60ページ、左側の説明欄をご覧ください。

い。

本件は、西ヶ原南保育園の指定管理者を指定するため、地方自治法の規定に基づき、本案を区議会に提出するものでございます。

西ヶ原南保育園は、指定管理者3期目の施設となります。選定委員会において、区のガイドラインに基づき非公募とし、現在の指定管理者が引き続き管理運営を行う妥当性審査を実施しております

同じページの中央、記書きをご覧ください。

指定管理者の名称は、埼玉県越谷市七左町一丁目347番地、社会福祉法人東萌会、指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上、ご説明させていただきました。

清正教育長 それぞれ、ご説明ありがとうございました。本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長 本間委員

本間委員 それぞれ、ご説明ありがとうございました。

1点だけ、52ページの十条台子どもセンター指定管理者が変更になりました理由などありましたら教えてください。

子どもわくわく課長 教育長

清正教育長 子どもわくわく課長

子どもわくわく課長 今回、十条台子どもセンターの指定管理者でございますけれども、選定委員会を設置いたしまして、それぞれ事業者から提案を募ってございます。いわゆるプロポーザル方式において、事業者を選定してまいったところでございます。

そういった中で書類審査、現地視察、今回コロナの関係でビデオ撮りしたものの映像審査になりましたけれども、こちらと、それからプレゼンテーション、この3つの審査を組み合わせまして、その最終的な判断の中で選定委員の皆様から候補者順位、1位、2位、決めていただいたその結果でございます。

以上でございます。

清正教育長 よろしいでしょうか。

本間委員 教育長

清正教育長	本間委員
本間委員	特によかった点があったら教えてください。
子どもわくわく課長	教育長
清正教育長	子どもわくわく課長
子どもわくわく課長	<p>今回の選定委員会の中で、今回キーとなりましたこのマミー・インターナショナル、特に評価された点ということで委員のほうから聞いていることでございます。</p> <p>今回この十条台子どもセンターにつきましては、この施設が所管いたします管轄するエリアといたしまして、王子第二小学校の放課後子ども総合プラン、いわゆる学童クラブ、それから放課後子ども教室、これとセットで提案いただきまして審査を進めてまいったところでございますが、そういった中で、この事業者からはその放課後子ども総合プランとのいわゆる連携した取組、より具体的な中身、ご提案がいただきまして、そういった点が委員の皆様方から評価をいただいたというふうなところでございます。</p>
本間委員	ありがとうございます。
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、第34号議案は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第3、第35号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について議題に供します。</p> <p>教育指導課長から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	教育長
清正教育長	教育指導課長

教育指導課長	<p>第35号議案、「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、夏季の期間の業務が増大したことから、夏季休暇の取得期間を延長するため、現在、区職員について7月から9月まで取得できる夏季休暇について、令和3年度と同様に令和4年度につきましても10月末まで取得できるよう規則改正の作業が進められております。これを踏まえ、幼稚園教育職員についても同様に、夏季休暇を10月末まで取得できるよう本規則案を提出させていただきます。</p> <p>3ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>具体的には、現在夏季休暇は7月1日から9月30日までの間に5日間取得できると規定しておりますが、令和4年度につきましても10月31日まで取得できるようにするものです。</p> <p>では、1ページにお戻りいただき、付則でございます。この規則は、公布の日から施行するものでございます。</p> <p>以上、第35号議案についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件の議案につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。反対意見はないようですので、本件の議案につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、第35号議案は原案どおり承認することに決定いたします。次に、報告事項に移ります。</p> <p>日程第4、報告第29号「小学校における日本語学級の設置（再編）について」、教育総合相談センター所長から説明をお願いいたします。</p>
教育総合相談センター所長	教育長
清正教育長	教育総合相談センター所長
教育総合相談センター	<p>教育総合相談センター所長、佐藤でございます。</p> <p>私からは、日程第4、報告第29号、小学校における日本語学級の設置（再編）につ</p>

所長

きまして、ご報告させていただきます。

資料をご覧くださいませ。

1 番の要旨でございます。

現在3校に設置している小学校における日本語学級につきまして、学習環境のさらなる充実化を図るため、令和5年4月から5校の設置に再編するものでございます。

2 番の現況でございます。

現在、日本語学級を設置している小学校は、表の左側の3校で、学級数は4学級、通級児童数は5月1日現在で計51名となっております。北区の現況といたしまして、現在外国人児童は年々増加している状況で、日本語指導が必要な児童も増えつつある状況です。また、一部地区を中心に地域偏在があるほか、設置校によりましては、公共機関から離れているなど通級しにくい状況があることから、今回、日本語学習環境の充実化といたしまして、日本語学級を再編することといたしました。

再編の内容ですが、岩淵小学校及び袋小学校に新たに日本語学級を設置するとともに、設置校の一部変更を行います。表の右側が再編後の5校の設置校の一覧でございます。

設置校への通級対象地域でございますが、環状7号線の南側のうち東側エリアが堀船小、西側が王子第二小、環状7号線の北側の赤羽東側エリアが岩淵小、西側エリアが西が丘小、そして浮間エリアを袋小としております。

学級数につきましては、各校1学級程度といたしまして、5校で5学級を見込んでおります。なお、1学級は20名までの通級児童となる予定です。

また、今回の日本語学級の再編といたしまして、設置校への開設準備を行うに当たりましては、学校によっては空調機の設置工事や外線電話の引込み、引っ越し、指導関係図書を購入などが必要となりますことから、予算の増額といたしまして補正予算を計上しているところでございます。

3 番の今後の予定でございます。

9月に入りましたら、区議会全員協議会におきまして、補正予算案を説明を行う予定です。また、文教子ども委員会では日本語学級の設置につきまして、本日同様の報告を行います。そして校園長会への報告とともに、保護者向け周知といたしまして、設置校の保護者への周知並びに通級児童の保護者への周知につきまして、順次行ってまいります。

その後、11月に入りましたら、開設準備を開始させていただき、翌令和5年4月に日本語学級設置として再編いたします。

私からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報

告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和4年第6回教育委員会臨時会を閉会いたします。